

自動車騒音調査結果

1. 目的

自動車騒音対策を計画的総合的に行うために、騒音規制法第18条の規定に基づき自動車騒音の調査を行いました。

2. 内容

評価路線 5路線
 (一般国道259号、田原高松線、城下田原線、小中山伊良湖線)
 シミュレーションによる評価戸数 1,804戸

3. 結果

ほとんどの住居で、昼間・夜間ともに基準値を下回っていましたが、一部の住居で基準超過がみられました。

路線名	測定年月日	車線数	評価区 間延長 (km)	測定地点	測定地点の環 境基準 類型	測定結果(dB)		評価対 象戸数 (戸)	昼間・夜間と もに基準値 以下の戸数 (戸)	昼間の み基準 値以下 の戸数 (戸)	夜間の み基準 値以下 の戸数 (戸)	昼間・夜間 ともに基準 値超過の 戸数(戸)
						昼間	夜間					
一般国道259号	2020.10.20~21	2	7.7	夕陽が浜	B	62	56	883	880	0	2	1
一般国道259号	2020.10.20~21	2	3.7	野田町	B	64	57					
田原高松線	2020.10.20~21	2	4.2	大久保町	B	66	59	783	782	0	0	1
城下田原線	2020.10.20~21	2	5.1	谷熊町	B	60	49	91	91	0	0	0
小中山伊良湖線 ※1	—	2	8.0	—	—	—	—	47	47	0	0	0
計	—	—	28.7	—	—	—	—	1804	1800	0	2	2

※1 騒音発生強度の把握の方法を「4.交通量が僅少の事由により、環境基準値以下と決定する方法」とし、「面的評価支援システム操作マニュアル(本編)」および「自動車騒音常時監視報告要領」に則り、適切に評価、報告するものとする。

道路に面する地域に係る環境基準

地域類型		環境基準(L _A eq)		幹線交通を担う道路に近接する空間
A	第1種低層住宅専用地域 第2種低層住宅専用地域 第1種中高層住宅専用地域 第2種中高層住宅専用地域	昼間	60dB以下	昼間 70dB以下 夜間 65dB以下
	B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	昼間	
C		近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間	
			夜間	

- *車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。
- *昼間:6時~22時、夜間:22時~翌日の6時
- *個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。